

横浜市建築基準条例（昭和35年条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(火気を使用する場所の内装)</p> <p>第9条 学校、体育館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、百貨店、マーケット、連続店舗、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、料亭、飲食店、共同住宅、長屋、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）の炊事場、火たき場その他これらに類するものを階段の直下に設ける場合においては、その室の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で<u>造らなければ</u>ならない。</p> <p>(平5条例43・平12条例83・平27条例40・一部改正)</p>	<p>(火気を使用する場所の内装)</p> <p>第9条 学校、体育館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、百貨店、マーケット、連続店舗、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、料亭、飲食店、共同住宅、長屋、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）の炊事場、火たき場その他これらに類するものを階段の直下に設ける場合においては、<b>規則で定める基準に従い</b>、その室の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で<b>造ることその他これに準ずる措置を講じなければ</b>ならない。</p> <p>(平5条例43・平12条例83・平27条例40・<b>令8条例9</b>一部改正)</p> <p><b>附 則（令和8年2月条例第9号）</b></p> <p><b>この条例は、規則で定める日から施行する。</b></p>